

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2004年 5月14日
提出元：株式会社アッカ・ネットワークス
題名： 保護基準下限値の設定とその適用クラスの提案

まえがき

スペクトル管理に関する事業者間協議において、Annex A (OL) からの干渉影響に対して最低確保伝送速度が合意されているが、TTC 標準に明記されておらず透明性に欠けると考える。

JJ100.01第2版でスペクトル適合性が確認されている遠距離ユーザ用のシステム (LD-TIF1グループ、LD-TIF2グループ、G-Boostワイド、ナロー) の干渉により、G.992.1 Annex Aの上り信号速度が200 kbps以下になる場合がある。

本寄書では、スペクトル管理の基本精神である「既存方式の利用者に対し許容できないような干渉の影響が生じないようにする」に従い、被干渉シスペクトル適合性判定の条件のひとつとしてJJ100.01において保護基準下限値を設定すること並びに下限値の適用クラスを提案する。

提案1 保護基準下限値の設定

スペクトル管理に関する事業者間協議における合意(平成15年4月24日)に基づく200 kbpsを保護基準下限値を設定することを提案する。

上述の最低確保伝送速度はAnnex A (OL) から干渉の影響に対して合意されたものであるが、他に合意された或いは技術的根拠のある数値がないので、基準下限値としてこの200 kbpsを提案する。

200 kbpsの保護基準下限値を適用した場合の利用制限を表1に示す。

提案2 保護基準下限値を適用するシステム

下記の伝送システムを除く総ての伝送システムに対する影響に関して、保護基準下限値を新しい伝送方式のスペクトル適合性の判断に適用する。

- ISDN
- G.992.2 Annex A
- 自身の伝送性能値が200 kbpsに達しないシステム
- 事業者が保護基準下限値の適用を要求しないシステム

(補足)

設定クラスA、A'の伝送システムの対する影響に関しては、この保護基準下限値と従来と同様な保護判定基準値を、新しい伝送方式のスペクトル適合性の判断に適用する。

以上

表 1 保護基準下限値を適用した場合の線路長制限

伝送システム	クラス	第2版の保護判定基準値による利用制限	保護基準下限値を適用した場合の利用制限
G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 3 (FBMsOL)	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	・ 線路長制限あり ・ 限界線路長 4km
G.992.1 Amendment 1 AnnexC profile 3 (FBMsOL) EU-G	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	・ 線路長制限あり ・ 限界線路長 4km
G-Boost ワイド	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	線路長制限あり 限界線路長 4km
LD-TIF1	B	・ 収容制限なし	線路長制限あり
LD-TIF2		・ 線路長制限なし	限界線路長 4km
G.992.1 Amendment 1 AnnexC profile 3 (FBMsOL) EU-32 ~ EU-64	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	線路長制限あり 限界線路長 4km
LD-TIF1 EU-32 ~ LD-TIF1 EU-64	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	線路長制限あり 限界線路長 4km
LD-TIF1 EU-32 ~ LD-TIF1 EU-64	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	線路長制限あり 限界線路長 4km
G-Boost ナロー	B	・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし	線路長制限あり 限界線路長 4km